

策定 令和7年8月8日

本基本的考え方は、ドローン物流(ドローンを活用した荷物等配送)における河川上空の活用円滑化に向けた基本的な考え方を記載したものである。なお、本基本的考え方は、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン(国土交通省)」(以下、「ガイドライン」という。)を補完するものであり、本留意事項に記載のない事項は、ガイドラインを参照するものとする。また、本基本的考え方は、今後、さらにドローン物流が活性化し、複数のドローンが飛び交う将来を見据えて、適時適切に内容の見直しを行っていくものとする。

(基本的事項)

1. 関係法令等の遵守

ドローン物流にあたっては、関係法令及び地方公共団体が定める条例を遵守し、その他ガイドライン等を踏まえて運用すること。航空法及び地方公共団体が定める条例については、国土交通省航空局のウェブサイトも参考に、最新の情報を確認すること。

(河川区域内の土地の使用及び河川上空を活用する際の対応)

2. 河川法上の許可等について

淀川ダム統合管理事務所(以下、事務所)が管理する天ヶ瀬ダムは、大阪、京都といった淀川下流域の大都市圏を洪水被害から守る役割を担う、宇治川で唯一のダムであることから、安全で確実なダム管理を行うため、事務所管内全域(別添図参照)での無人飛行機の飛行を禁止している。

ただし、遊興としての利用でない公共性(河川調査、橋梁点検等)を有する事業として行うもの、ダム貯水池及びダム下流で飛行させなければならない理由のあるもの、安全計画が確立されているもの、以上の要件を全て満たすものについては飛行を認める場合があるので、事務所に相談すること。

又、民有地、自治体等管理の公園等における取扱いについては、事前に、その所有者、管理者に確認すること。

河川区域内の土地の使用及び河川上空の活用にあたっては、河川管理上の支障が生じないようにするとともに、他の河川利用者や近隣住民の迷惑とならないよう努めること。他の河川利用者や近隣住民との間で問題が生じた場合は、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理すること。

3. 事故防止

河川利用者や河川に設置している施設(施設利用者を含む)への影響を考慮し、ルート選定を含め、事故の防止、影響の最小化に細心の注意を払うこと。

4. 事故対応

事故が発生した場合には、事故の概要を速やかに事務所や関係機関に連絡するとともに、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理し、事務所から指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

5. その他管理者等への手続き

橋梁や送電線などの河川横断工作物等の許可工作物は、その施設ごとに法令手続きや関係者調整が必要な場合もあり、ドローン物流の運航事業者等において必要な手続き等を実施する必要がある。その場合、事務所に関係者の有無、占用許可受者等の情報提供を求めることができる。

6. 河川利用等の状況把握

河川区域内において、防災訓練や花火大会その他の多数の者の集合する催しが行われている場合や工事を実施している場合にはその周辺の飛行が制限されることから、ドローン物流の運航事業者等は河川の利用状況を把握すること。河川区域内の催しや工事等については、事務所に対し情報提供を求めることができる。

(飛行高さ及び運航調整)

7. 通常時の飛行

航空法の規定を踏まえ、河川区域内にある河川横断工作物等の物件の設置状況を確認し、地上又は水上の人又は物件との間に30m以上の距離をとることを原則とし、当該距離を確保可能な高度で飛行すること。また、事務所がドローンを活用した河川巡視や施設点検等を行う場合や複数のドローン物流の運航事業者等が参入する場合などには、飛行ルートの重複又は近接により調整の必要が生じることがあり、事務所が場を設けて関係者で調整する場合等が想定されることから、その際には協議に参加すること。

8. 緊急時の飛行

洪水発生時や大規模地震発生時などの緊急時に、事務所による被災状況調査や緊急物資の輸送を行う際、飛行ルートの重複又は近接により調整の必要が生じた場合は、事務所からの調整に応じること。

9. その他

天ヶ瀬ダムに関する情報は、以下のウェブサイトで情報提供を行っている。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/>

本件に関する問い合わせ窓口は、以下のとおり。

淀川ダム統合管理事務所 管理課 072-856-3131

//

天ヶ瀬ダム管理支所 0774-22-2188

※「運航事業者等」とは、ドローン物流の事業計画者及び運航事業者、サービス提供者を指す。

- ・「事業計画者」とは、物流事業者や地方公共団体など、物流網の維持や買物支援などの観点からドローン物流事業を計画する者をいう。
- ・「運航事業者」とは、事業計画者からの委託を受け、ドローン物流サービスの提供のため、ドローンを飛行させる者をいう。
- ・「サービス提供者」とは、運航事業者・物流事業者・携帯電話事業者・気象観測サービス提供者など運航に関する業務を行う者、商店・病院・薬局など配送される荷物等を提供する者及び配送先における配達人等をいう。

淀川ダム統合管理事務所管内における飛行禁止区域は緑色部のとおり

